

保護者の皆様

横浜市教育委員会  
横浜市立洋光台第二小学校  
校長 高島 典子

新型コロナウイルス感染症に起因する分散登校実施に伴う学校給食費に関するお知らせ

分散登校期間（令和3年9月1日から令和3年10月1日）中において、「家庭での学習」日など給食を食べない日の給食費を減額し、3月請求額と調整します。そのため、9月請求額に変更はありません。なお、緊急受入れ申込日のうち給食提供を希望した日は、減額対象になりません。減額対象日や3月請求金額は以下のとおりとなります。

1 減額対象日

- ①9月1日（全員対象）
- ②分散登校期間中の「家庭での学習」日（緊急受入れ申込者を除く）
- ③緊急受入れを申し込まなかった日（対象者のみ）
- ④減額申請を行った期間（対象者のみ）

登校状況	登校日	緊急受入れ日	減額日数
（分散登校期間中） 緊急受入れなし	○	×	11日
（分散登校期間中） 全日で緊急受入れ申し込み	○	○	1日 （※）
欠席又は喫食なし	×	×	21日

○：給食を食べる  
×：給食を食べない

※ 緊急受入れを申し込んだ日数により減額日数は異なります。

※ 登校予定日における、当日の急な欠席に伴う給食喫食辞退は対象となりません。

2 減額日数に応じた3月請求額

分散登校期間における給食費減額相当分は、3月請求額と調整させていただきますので、金額の詳細は別途お知らせします。

なお、減額相当分が3月給食費よりも多い場合や長期欠席等により減額連絡票を提出されている場合には、3月下旬に別途精算手続きを行いますので、3月請求額での調整は行いません。

（3月請求額の例）

請求月	緊急受入れの有無 （分散登校期間中）	月額給食費	分散登校期間に伴う 減額相当分	3月期お支払額 口座振替日 3月29日
3月	無	4,600円	2,985円	1,615円
	全日有		293円	4,307円

- ・上記金額は、「牛乳あり」のものになりますが「牛乳なし」または「飲料のみ」の場合は、金額が異なります。
- ・9月に市外から転入した場合は、3月請求額での調整ではなく、9月請求額で調整します。

また、10月以降市外転出した場合も転出月の請求金額で調整します。

※減額申請の対象者に対して、学校から「減額連絡票」を配付いたします。申請される場合は、担任まで用紙をご提出ください。